

令和6年4月1日

スタート

相続登記の申請が
義務化されます

ご存じ
ですか？

詳しくはこちら



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

【お問合せ先】
〒310-0061 水戸市北見町1番1号
水戸地方務局不動産登記部門
電話：029-221-5130

相続登記・遺言書セミナー

～未来へつなぐもの～

相続登記の申請義務化と登記手続について

水戸地方法務局 登記官 落合邦彦



自筆証書遺言書保管制度について

水戸地方法務局 遺言書保管官 根本秋生

水戸市の空き家対策について

水戸市 生活安全課空家空地係長 鈴木隆亮 氏



水戸市マスコット
キャラクター
「みとちゃん」



公正証書遺言について

公証人 岡野典章 氏

名字に秘めた我が家の歴史

～名字はその家の家宝～

名字研究家・司法書士 高信幸男 氏



令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。水戸地方法務局では、水戸市・茨城公証人会・茨城司法書士会・茨城土地家屋調査士会と共催で相続登記・遺言書に関するセミナーを実施します。相続登記や遺言書についてお考えの方は、ぜひ、ご参加ください。

令和5年10月28日(土)

12時30分から16時まで

水戸市民会館4階ユードムホール(中ホール)

水戸市泉町一丁目7-1

参加無料、予約不要(定員480名(先着順))

【お問合せ先】水戸地方法務局不動産登記部門 電話番号 029-221-5130

主催:水戸地方法務局

共催:水戸市・茨城公証人会・茨城司法書士会・茨城土地家屋調査士会

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化

されます



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」